

# 第7回

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 平成30年11月22日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

**場所** 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル  
メインタワー17階 オパール17

**決議事項** 第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 取締役の報酬額改定の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付  
株式の割当てのための報酬決定  
及びストックオプションとしての  
新株予約権に関する報酬決定の件

**目次** 招集ご通知 …………… 3  
株主総会参考書類 …………… 5  
事業報告 …………… 19  
連結計算書類 …………… 42  
計算書類 …………… 44  
監査報告 …………… 46

## 議決権行使について

当日ご出席いただけない場合は、  
郵送により議決権を行ってくださいよう  
お願い申し上げます。  
詳細は4ページをご覧ください。

議決権行使期限

平成30年11月21日(水曜日)午後7時



## BRAND STATEMENT

世の中がコピーだらけだ。  
人もモノも、アイデンティティがなくなり、  
目立つのがネガティブに捉えられる時代。

けれど魅力を放つ人や企業は、個性を磨き続けている。  
誰の真似をすることもなく、オリジナルで生きている。  
SOUが目指すのは、唯一無二の輝きがあふれる社会。  
自分たち自身がそうあることで、関わる人たちすべてに、  
そうなってほしいと思う。

自分らしさを見つけるのは、簡単じゃない。  
けれど、夢中になれるものさえ見つければ、  
人はのめり込んでいく。努力も楽しくなっていく。

私たちが世の中に提供したいのは、  
「そうきたか!」と言わせる、新たな視点だ。  
一人ひとりに気づきをあたえ、行動を変える。  
行動が変われば、人やものごととの  
新しい出会いが生まれ、世界が広がる。  
そして、自分らしさがどんどん磨かれていく。  
そのサイクルを描くビジネスで、  
私たちは成長していきたい。

すべての人が、自分の好きなことにのめり込んで、  
自分らしい人生に、仕上がっていく人をつくろう。  
一度きりの、自分の人生。好きに、しあがれ。



**VISION** | 私たちの目指す未来

**好きに、しあがれ。**

**MISSION** | 私たちの使命

**そうきたか!をつくる。**

## 株主の皆様へ



株主の皆様には平素より格別のお引き立てとご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社はミッションに「そうきたか!をつくる。」を掲げ、業界のイメージや慣例を刷新する事業展開を行うことで、平成23年12月の会社設立以来、着実に成長の歩みを進めてまいりました。平成30年3月には東京証券取引所 マザーズ市場への株式上場を果たしましたが、上場企業としての社会的責任を果たすべく、更なる飛躍に向けた事業拡大、企業価値の向上に努めております。

近年リユース業界はその市場規模が拡大しており、インターネットオークションやフリマアプリなどの登場によって「リユース」の概念は消費者にとって

より身近なものとなっております。一方、まだまだ多くの方がリユースの経験がなく、日本のクローゼットの中に眠る資産は数十兆円に上ると言われております。私たちは、このような環境を好機と捉え、「モノの価値や想いをつなぐ」という考えのもと、私たちだからこそできるサービスを展開することで、賢いモノの売買・運用を提案してまいります。より多くの方にリユースのすばらしさに気づいてもらうことで、循環型社会の発展へと貢献するとともに、私たち自身が持続的に成長し、社会から必要とされる存在であり続けたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 9270

平成30年11月7日

東京都港区港南一丁目2番70号  
品川シーズンテラス28階  
株式会社 S O U  
代表取締役社長 寄本晋輔

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年11月21日（水曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年11月22日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー17階 オパール17
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第7期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第7期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 取締役の報酬額改定の件 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及びス トックオプションとしての新株予約権に関する報酬決定の件
4. 招集にあたっての 決定事項	(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場 合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一 行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下2つの方法がございます。

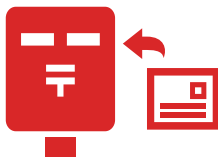
### 株主総会ご出席



- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** ▶ 平成30年11月22日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

### 郵送



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** ▶ 平成30年11月21日（水曜日） 午後7時到着分まで

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ai-sou.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ai-sou.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
  - ◎会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るために1名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	さきもと しんすけ 寄本 晋輔	代表取締役社長	再任	100% (17回/17回)
2	ふじ た けい 藤田 桂	常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長	再任	100% (17回/17回)
3	おおぞの としひで 大園 俊英	取締役 兼 経営管理本部長	再任	100% (17回/17回)
4	こ じま ひろかず 小島 宏計	コーポレート本部長 兼 大阪オフィス長 兼 法務部長	新任	—
5	かま ち まさひで 蒲地 正英	社外取締役	再任 社外取締役	100% (17回/17回)

候補者番号

1

さきもと しんすけ  
**寄本 晋輔**

昭和57年4月14日 生

再任

**略歴、地位及び担当**

平成16年6月 株式会社ニュースタンダードグローバルオフィス  
(旧：株式会社MKSコーポレーション) 常務取締役  
平成23年12月 当社設立 代表取締役社長 (現任)  
平成24年1月 株式会社IO 取締役  
平成24年3月 株式会社ドロキア・オラシイタ 取締役  
平成26年7月 株式会社IBQLO 取締役  
平成26年9月 株式会社ブランドコンシェル 代表取締役  
平成27年9月 STAR BUYERS LIMITED Representative Director (現任)  
平成29年3月 株式会社古美術八光堂 代表取締役 (現任)

**重要な兼職の状況**

STAR BUYERS LIMITED Representative Director  
株式会社古美術八光堂 代表取締役

**取締役候補者の選任理由**

寄本晋輔氏は、平成23年12月より、当社代表取締役社長としてグループの経営をリードし、事業全般にわたる幅広い知見や豊富な経験・実績を有していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。

在任年数 (本総会終結時)

6年11か月

所有する当社の株式数

224,000株

取締役会への出席状況

100%(17回/17回)

候補者番号

2

ふじた けい  
**藤田 桂**

昭和57年10月8日 生

再任

**略歴、地位及び担当**

平成21年5月 株式会社ニュースタンダードグローバルオフィス  
(旧：株式会社MKSコーポレーション) 入社  
平成23年12月 当社入社 営業部長  
平成26年11月 当社取締役  
平成27年9月 当社取締役 兼 経営企画部長  
平成27年12月 当社常務取締役 兼 事業企画部長  
平成28年6月 マーケットインサイト株式会社 取締役  
平成29年3月 株式会社古美術八光堂 取締役 (現任)  
平成29年3月 当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長 兼 事業戦略本部長  
平成29年11月 当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長 (現任)

**重要な兼職の状況**

株式会社古美術八光堂 取締役

**取締役候補者の選任理由**

藤田桂氏は、当社の事業部門での豊富な経験と実績を有しており、販売、店舗運営、新規事業等に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したため、取締役候補者といたしました。

在任年数 (本総会終結時)

4年

所有する当社の株式数

14,200株

取締役会への出席状況

100%(17回/17回)

候補者番号

3

おおぞの としひで  
**大園 俊英**

昭和37年3月9日 生

再任



#### 略歴、地位及び担当

昭和63年4月 株式会社明電舎 入社  
平成27年7月 当社入社 財務経理部長  
平成28年6月 当社取締役 兼 財務経理部長  
平成28年6月 マーケットインサイト株式会社 取締役就任  
平成30年9月 当社取締役 兼 経営管理本部長 兼 コーポレート本部長  
平成30年11月 当社取締役 兼 経営管理本部長 (現任)

#### 取締役候補者の選任理由

大園俊英氏は、当社の経営企画、財務、経理部門での豊富な経験と実績を有しており、経営統括に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したため、取締役候補者いたしました。

在任年数 (本総会終結時)

2年5か月

所有する当社の株式数

1,035株

取締役会への出席状況

100%(17回/17回)

候補者番号

4

こじま ひろかず  
**小島 宏計**

昭和47年10月22日 生

新任



#### 略歴、地位及び担当

平成18年8月 ファーストサーバ株式会社 入社  
平成26年7月 当社入社 法務部長  
平成27年7月 当社大阪オフィス長 兼 法務部長  
平成28年6月 マーケットインサイト株式会社 監査役  
平成29年8月 株式会社古美術八光堂 取締役 (現任)  
平成30年11月 当社コーポレート本部長 兼 大阪オフィス長 兼 法務部長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社古美術八光堂 取締役

#### 取締役候補者の選任理由

小島宏計氏は、当社の法務、コーポレート・ガバナンス等の分野において豊富な経験と高い専門性を有していると共に、当社コーポレート統括部門の責任者として当社の持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。

在任年数 (本総会終結時)

—

所有する当社の株式数

1,725株

取締役会への出席状況

—



候補者番号

か ま ち ま さ ひ で

5

蒲地 正英

昭和56年5月18日 生

再 任

社外取締役



### 略歴、地位及び担当

平成17年11月 税理士法人中央青山（現:PwC税理士法人）入所  
 平成21年9月 公認会計士登録  
 平成26年12月 税理士登録  
 平成27年3月 NPO法人AfriMedico 監事（現任）  
 平成28年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表（現任）  
 平成28年11月 税理士法人カマチ 代表社員（現任）  
 平成28年11月 当社取締役（非常勤）（現任）  
 平成29年1月 株式会社will consulting 代表取締役（現任）  
 平成29年3月 株式会社モデレー 監査役（現任）  
 平成29年5月 千房株式会社 監査役  
 平成30年9月 千房ホールディングス株式会社 取締役（現任）

在任年数（本総会最終時）

2年

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

100%(17回/17回)

### 重要な兼職の状況

NPO法人AfriMedico 監事	株式会社will consulting 代表取締役
蒲地公認会計士事務所 代表	株式会社モデレー 監査役
税理士法人カマチ 代表社員	千房ホールディングス株式会社 取締役

### 社外取締役候補者とした理由

蒲地正英氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 蒲地正英氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 蒲地正英氏は、他社の取締役及び監査役を兼務しておりますが、当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 4. 当社は蒲地正英氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。蒲地正英氏が取締役に選任された場合、当社は蒲地正英氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。

## 第2号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成29年11月24日開催の第6回定時株主総会において、年額3億円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、うち社外取締役の報酬額は定めておりませんでした。つきましては、取締役の報酬総額は現行どおり年額3億円とし、そのうち社外取締役の報酬を年額3,000万円以内にいたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれないものといたしたいと存じます。

取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、引き続き、毎年の株主総会のご承認を得て支給することといたします。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

## 第3号議案

## 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成29年11月24日開催の当社第6回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）として、ご承認をいただいております。第2号議案（取締役の報酬額改定の件）のご承認が得られた場合、取締役の年額報酬3億円のうち、社外取締役分は年額3,000万円以内となります。

今般、当社は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って、下記のとおりに当社による無償取得事由等の定めが異なる二種類の当社普通株式（以下、当該二種類の当社普通株式を総称して「譲渡制限付株式」という。）及びストックオプションとしての新株予約権を下記のとおりに割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内（うち社外取締役2千万円以内）として設定するとともに、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円以内（うち社外取締役2千万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

### 記

#### I. 当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株(うち社外取締役4,000株)を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、その割当てを受けた日より2年間以上の期間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。なお本制度における譲渡制限付株式には2種類あり、ひとつは譲渡制限期間内に設定された業績目標の未達成などの一定の事由が生じた場合に当社が当然に無償取得する譲渡制限付株式(以下、「本割当株式Ⅰ」という。)であり、また一方は本割当株式Ⅰでない譲渡制限付株式(以下、「本割当株式Ⅱ」という。)である。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

なお、本割当株式Ⅰについては、当社は、譲渡制限期間が満了する前に業績未達成など一定の

事由が生じた場合に、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて、当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期並びに譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰについては譲渡制限を解除せず、本割当株式Ⅱについては、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、本割当株式Ⅰについては、当該組織再編等の効力発生日より前の当社取締役会にて定める時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得し、本割当株式Ⅱについては、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式のうち、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の幹部従業員に、また本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の従業員に対し、割り当てる予定です。

## Ⅱ. 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」

という。)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更(株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。)を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

## 2.新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数200個(うち社外取締役40個)を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

## 3.新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

## 4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主によ



る単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### 5.新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から8年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

#### 6.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### 7.新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

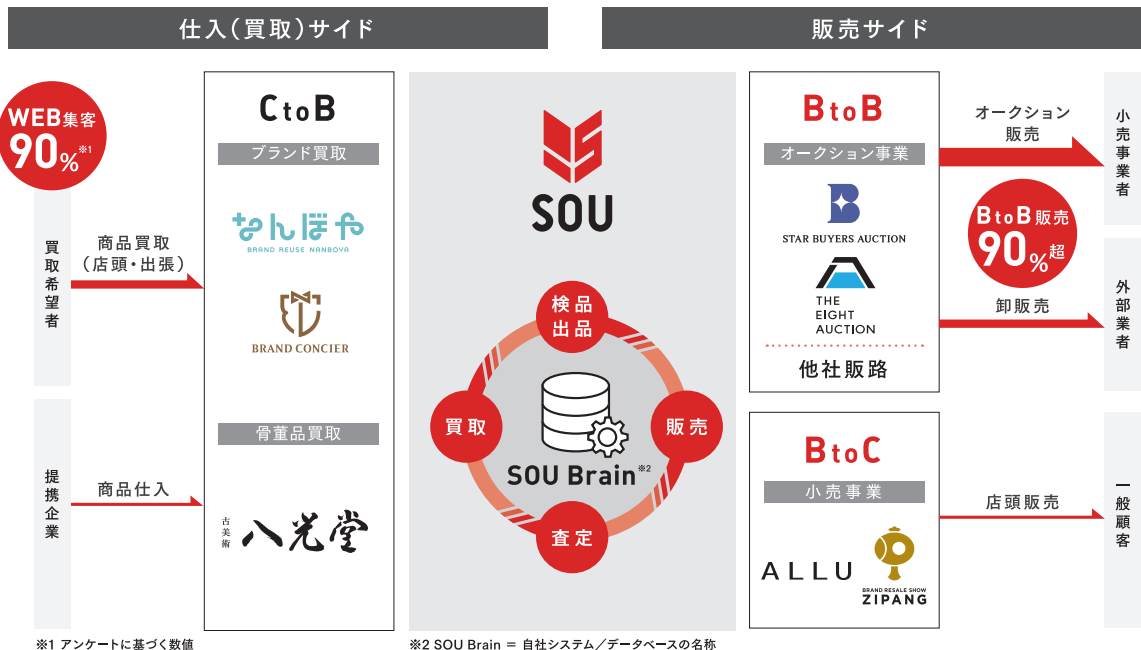
以上

ご参考

## 株式会社SOUについて

デジタルとリアルを融合し、新たな視点からサービスを提供する  
ブランド品、骨董・美術品のラグジュアリーリユースカンパニー

### ▶ ビジネスモデル



一般のお客様から商品を買取り、社内で検品・修理を行い、主に自社開催の業者向けオークションで同業のリユース業者に卸販売するCtoBtoBのビジネスモデルをとっています。

### ▶ 強み

- WEBマーケティングを駆使したSEOやリスティング広告に注力し、効率的な集客を実現。
- 全国に63店舗の買取専門店を展開し、鑑定難易度の高い高額商品の仕入れ(買取)が可能。
- オークション販売と専門業者への直接販売を合わせたBtoB販売に特化することで在庫期間を短くし、効率的な利益サイクルを実現。



経営ビジョン

世界中のプライスをもっとオープンにし、売買をスマートにする。

経営方針

継続的な出店とデータのオープン化により、  
国内シェア No.1 の獲得とグローバル化を推進する。

主な取組み



① 買取拠点の拡充による、  
商品仕入れの強化

- ▶ 平成30年8月期末時点で63店舗の買取拠点を平成31年8月期末までに70店舗超へ
- ▶ 平成30年8月期の買取専門店新規出店 11店舗分の寄与 +αを狙う



② オークション開催数の  
拡大による販売強化

- ▶ 【国内】
  - STAR BUYERS AUCTION  
オンライン入札オークション開始
  - 骨董品・美術品類専門オークション  
「THE EIGHT AUCTION」本格稼動
- ▶ 【香港】
  - STAR BUYERS AUCTION  
香港大会 10回開催予定  
(ダイヤ・時計合わせて)



③ 小売事業ブランド  
「ALLU(アリュール)」の強化

- ▶ 平成30年9月、大阪・心齋橋に「ALLU心齋橋」をオープン  
(東京・銀座に続き2店舗目)
- ▶ 訪日客へのアプローチ強化や  
ヴィンテージ商材の利益率確保を図る

ご参考

## 平成30年8月期トピックス

### 買取店舗11店舗を新規出店



「なんぼや」10店舗、「古美術八光堂」1店舗、計11店舗の商品買取店舗を新規出店

- ▶ 買取店舗は全国で63店舗に

### 百貨店や商業施設への出店を強化

- ▶ お客様の安心感や利便性の向上
- ▶ 平成30年8月期はマルイや東急系列のショッピングセンターなど、新規11店舗のうち9店舗が商業施設内への出店

平成31年8月期も新規出店を継続し、期末には70店舗超へ

### 資産管理アプリ「miney」の投入



資産管理アプリ「miney(マイニー)」を平成29年10月にリリース

- ▶ 所持品の現在価値のほか、過去から現在までの価格推移や登録商品の総額の確認が可能
- ▶ リユース経験のある顕在顧客に加え、まだリユースを利用したことのない、潜在顧客へのアプローチを強化

### マネーフォワードとの連携も開始

- ▶ 金融資産管理とのシナジー効果を狙うとともに、所持品についても「実物資産」としての管理を促す

mineyにより、モノを消耗品(コスト)から資産ととらえ、有効活用(運用)する文化を目指す

ご参考

## STAR BUYERS AUCTION 香港大会の開催



平成29年8月期よりスタートした、ダイヤモンドを主力商材とした香港大会を平成30年8月期より本格始動し、年4回開催。さらにジャンルの拡大に向け時計のテスト販売も実施。

## 古美術八光堂で 自社オークション開始



平成30年8月より、古美術八光堂の自社オークションとして骨董品・美術品の卸販売を行う「THE EIGHT AUCTION(エイトオークション)」を開始。自社販路としての確立を目指す。

## 越境ECショッピングアプリへの商品出品



インアゴーラ株式会社が運営する越境ECショッピングアプリ「豌豆公主(ワンドウ)」への、小売事業ブランド「ALLU(アリュウ)」商材の出品を本格化。中国本土のリユース需要に関する情報収集をスタート。

## 寄付プロジェクト スタート



買取専門店「なんぼや」「BRAND CONCIER(ブランドコンシェル)」にて、主にノンブランドのアップル商品を対象とした寄付プロジェクト「BLUE BATON(ブルーバトン)」を開始。

# 1 企業集団の現況に関する事項

## 1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、企業収益の改善が続くなかで、緩やかではあるものの回復基調で推移しました。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響など、世界経済の不確実性の高まりから、先行きに関しては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリユース業界については、近年、リユース店の増加やフリマアプリ、インターネットオークションの普及等により、消費者にとって中古品を売買しやすい環境が広がっております。特にフリマアプリの急速な浸透により、リユースをより身近なものとして捉える機会が増えており、商品を購入するスタイルも売却等を意識した選び方に変化している状況が多く見られるようになっております。

このような環境下、当社グループの取組について、リユース商品の仕入れと販売に分けてその内容を記載いたします。

### (商品仕入れについて)

リユース商品の仕入れにおきましては、今後の事業規模拡大に伴う販売商品の確保のため、買取店舗の新規出店を継続して推し進めてまいりました。当社においては商業施設を中心に新たに「なんぼや」を10店舗、子会社である株式会社古美術八光堂においては「古美術八光堂」を新たに1店舗オープンし、当連結会計年度末の当社グループ全体の買取店舗は「なんぼや」48店舗、「BRAND CONCIER (ブランドコンシェル)」6店舗、「古美術八光堂」9店舗の合計63店舗となりました。

また、仕入れにつなげるための集客については、当社グループの集客施策の特徴であるWEBマーケティングを駆使したSEOやリスティング広告等に注力することにより、店頭・宅配・出張買取の効果的な集客を継続して展開してまいりました。この他、まだリユースを利用したことがない、或いはモノの価値変動に気づいていない潜在顧客にアプローチすべく、自身の持ち物の査定や現在価値の管理ができるスマートフォンアプリ「miney (マイニー)」を運用開始いたしました。平成29年10月のリリース以降、株式会社マネーフォワードが提供する自動家計簿・資産管理サービス「マネーフォワード」との連携などサービスを広げており、ユーザー登録数・資産登録額は順調に推移しております。これにより顕在顧客に加え、潜在顧客に対してもアプローチを強め、買取店舗への集客増大等を図ってまいりました。

(商品販売について)

リユース商品の販売におきましては、業者向けオークション「STAR BUYERS AUCTION (スターバイヤーズオークション)」の国内定期開催(毎月4日間開催)に加え、子会社STAR BUYERS LIMITEDが運営する、ダイヤモンドを商材とする香港大会を平成29年9月、11月、平成30年2月、6月の計4回開催いたしました。また、香港大会における販売ジャンル拡充を進めるべく、これまでのルースダイヤに加え、試験的に時計のオークションも実施いたしました。

さらに、中国市場におけるリユース需要に関する情報収集に向けて、インアゴーラ株式会社が運営する「豌豆公主(ワンドウ)」への当社小売ブランド「ALLU(アリュー)」商品の本格出品を開始いたしました。

子会社である株式会社古美術八光堂においては、美術品・骨董品等のメイン販路を構築し効率的な販売を実現すべく、平成30年8月より業者向けの自社オークション「THE EIGHT AUCTION(エイトオークション)」の開催を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の実績につきましては、仕入高は24,107,568千円(前年比40.8%増)、売上高は31,529,271千円(前年比39.0%増)、営業利益は1,876,865千円(前年比82.2%増)、経常利益は1,806,141千円(前年比58.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,242,954千円(前年比117.7%増)となりました。

なお、当社グループは「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、今後の事業拡大に備えた仕入体制の強化のため、新規出店11店舗、移転1店舗を実施いたしました。また、子会社である株式会社古美術八光堂において、自社オークションの開催開始のためオークション会場を開設いたしました。この他に、仕入れや販売及び管理部門の業務効率化に向けたシステムの見直し、構築等も実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度に実施しました設備投資額は544,011千円となりました。

なお、当連結会計年度中においての重要な設備の新設等は、下記のとおりであり、重要な設備の売却はありません。

	店舗名等	開設日等
出店	なんぼや 札幌パセオ店(北海道札幌市北区)	平成29年 9 月
	なんぼや 港北東急SC店(神奈川県横浜市都筑区)	平成29年 9 月
	なんぼや 和歌山MIO店(和歌山県和歌山市)	平成29年10月
	なんぼや 自由が丘店(東京都目黒区)	平成29年12月
	古美術八光堂 富山店(富山県富山市)	平成30年 1 月
	なんぼや 北千住マルイ店(東京都足立区)	平成30年 3 月
	なんぼや なんばマルイ店(大阪府大阪市中央区)	平成30年 3 月
	なんぼや 池袋東武ホープセンター店(東京都豊島区)	平成30年 4 月
	なんぼや 天満橋京阪シティーモール店(大阪府大阪市中央区)	平成30年 4 月
	なんぼや 博多マルイ店(福岡県福岡市博多区)	平成30年 4 月
	なんぼや 金沢香林坊東急スクエア店(石川県金沢市)	平成30年 4 月
開設	株式会社古美術八光堂オークション会場(東京都大田区)	平成30年 8 月
移転	株式会社古美術八光堂 東京本社(東京都大田区)※新設	平成29年11月
	株式会社古美術八光堂 東京本社(東京都中央区)※閉鎖	平成29年11月
	なんぼや 渋谷マークシティ店(東京都渋谷区)※出店	平成30年 3 月
	なんぼや 渋谷246通り店(東京都渋谷区)※退店	平成30年 3 月

### 3 資金調達の様況

当社は、平成30年3月22日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による449,100株の新株式発行により1,363,467千円の資金調達を行いました。

### 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

### 5 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

### 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

### 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

### 8 対処すべき課題

#### ①現状の認識について

「モノあまり」に伴う循環型社会への移行を背景として、より低価格かつ高品質な中古品に対する需要は、今後も高まっていくものと思われます。このため、当社が属するリユース・リサイクル業界におきましては、各企業の成長及び新規参入企業の増加に伴い、買取における競争の激化及び他業界との連携や資本受け入れが更に進んでいくものと予想されます。

このような環境の下、当社は、創業以来培ってきたノウハウや実績を基に、買取拠点の更なる拡充によるコアビジネスの拡大、資産管理アプリの投入による潜在顧客へのアプローチ実施、そして海外ビジネスの強化による新たな成長の柱の構築を通して、更なる成長を目指してまいります。



## ②当面の対処すべき課題の内容及び対処方針

### (ア) 新規出店等に応じたバイヤーの確保

当社グループでは店頭買取での商品仕入れの増加に向けた取組のひとつとして買取店舗の新規出店を進めておりますが、新規店舗への人員配置や新規出店による商品仕入れ増加にも十分に対応できるだけのバイヤーの確保が必要であると認識しております。

### (イ) バイヤーの育成及び買取査定標準化の推進

現状、当社グループでは、研修体制の整備や現場でのOJTを進めることで、バイヤーの鑑定・査定能力向上に努めております。また、出店拡大による新人バイヤーの増加に伴い、鑑定・査定能力にバラつきが生じることがないように、買取査定の標準化が重要であると認識しております。

そのため、当社グループでは、研修内容の見直しや改善によるバイヤーの能力向上に向けた取組を継続するとともに、買取査定能力の標準化を進めるべく、社内の商品検索システムである「査定プラットフォーム」の更なる機能改善を進めてまいります。

### (ウ) 海外展開のための現地ネットワークの開拓

海外におけるブランドリユースの需要の高まりとともに、当社グループは香港に拠点を設け、海外展開を拡大させておりますが、今後の更なる海外売上比率の拡大にあたっては、海外ネットワークの拡大に加え、海外でのリユース市場やリユース品の仕入れ・販売に関する知見の保有・蓄積が重要であると認識しております。

そのため、これまで以上に海外ビジネスを拡大させていくにあたり、海外現地法人の設立にとどまらず、M&AやJVなどによる外部とのパートナーシップの構築を進めてまいります。

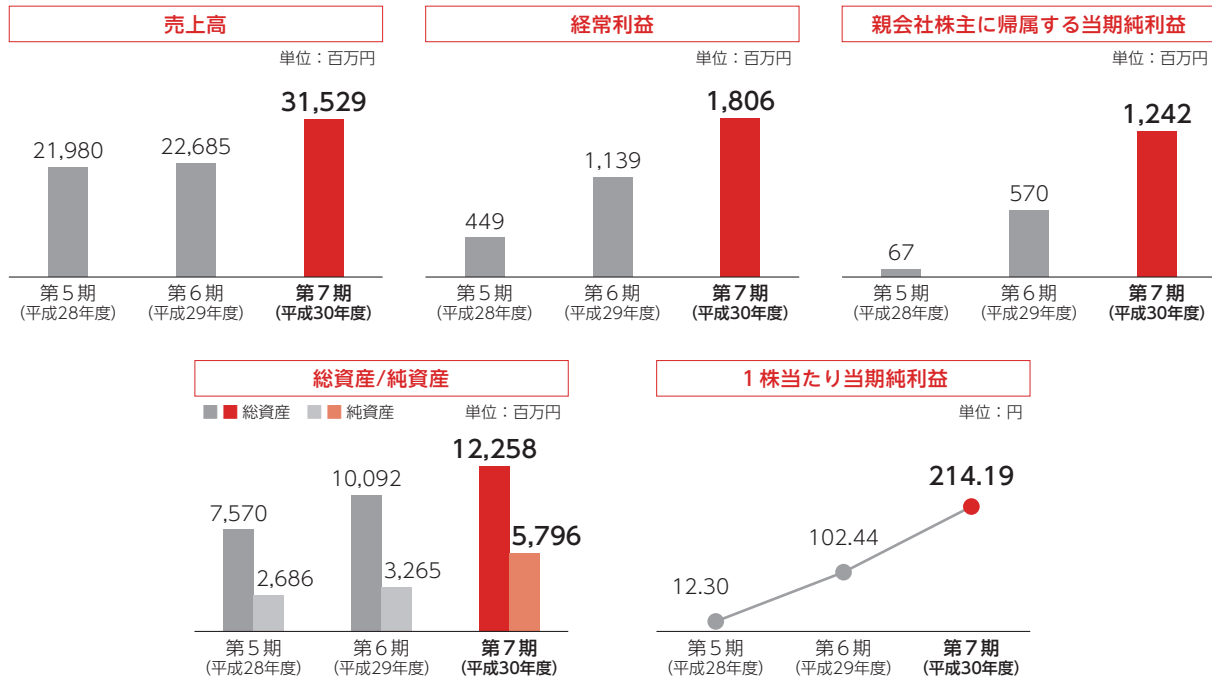
### (エ) 販売におけるマルチチャネル化の推進

現状、当社グループでは、自社運営のオークションである「STAR BUYERS AUCTION」を中心とした卸販売により安定的に収益を確保している一方で、更なる収益確保と利益率向上を目指して小売販売（「ALLU」「ZIPANG」）にも注力しております。

今後も、より多くの収益と高い利益率を確保するべく、「商品管理システム」に登録されている商品データ、販売データの分析等により最適な販路選定を行うとともに、海外（香港）での「STAR BUYERS AUCTION」での販売ジャンル拡充等の実施や、他社の持つ販路への出品も視野に入れたマルチチャネル化の仕組みを整えてまいります。



## 9 財産及び損益の状況の推移



## ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		平成28年度 第5期	平成29年度 第6期	平成30年度 (当連結会計年度) 第7期
売上高	(千円)	21,980,953	22,685,086	31,529,271
経常利益	(千円)	449,384	1,139,789	1,806,141
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	67,815	570,978	1,242,954
1株当たり当期純利益	(円)	12.30	102.44	214.19
総資産	(千円)	7,570,860	10,092,292	12,258,009
純資産	(千円)	2,686,185	3,265,725	5,796,677

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。  
 2. 当社は第7期より連結計算書類を作成しています。第5期及び第6期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しています。  
 3. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		平成27年度 第4期	平成28年度 第5期	平成29年度 第6期	平成30年度 (当期) 第7期
売上高	(千円)	15,587,225	21,451,825	21,849,627	29,478,579
経常利益	(千円)	1,018,256	553,719	976,208	1,621,322
当期純利益	(千円)	714,816	34,069	488,666	1,126,108
1株当たり当期純利益	(円)	142.96	6.18	87.67	194.05
総資産	(千円)	5,830,991	7,571,562	9,118,733	11,023,182
純資産	(千円)	2,336,021	2,700,291	3,200,139	5,613,745

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。  
 2. 第4期は決算期変更を行い、9ヶ月決算となっております。  
 3. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### ③重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
STAR BUYERS LIMITED	HKD1,000.00	100.0%	中古品の仕入・販売
株式会社古美術八光堂	10,000千円	100.0%	骨董・美術品の仕入・販売

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であったマーケットインサイト株式会社は、平成30年5月31日に同社の臨時株主総会にて解散を決議し、平成30年8月30日をもって清算終了いたしました。

## 11 主要な事業内容

事業の区分	事業内容
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董・美術品等の買取、販売

## 12 主要な事業所 (平成30年8月31日現在)

当社	本社	東京都港区
	大阪オフィス	大阪府大阪市北区
	買取店舗	東京都20店舗、神奈川県4店舗、千葉県2店舗、埼玉県2店舗、大阪府7店舗、兵庫県4店舗、京都府1店舗、和歌山県1店舗、愛知県2店舗、静岡県3店舗、石川県1店舗、北海道2店舗、宮城県1店舗、広島県1店舗、福岡県3店舗
	販売店舗	東京都1店舗、大阪府1店舗
STAR BUYERS LIMITED	本社	中華人民共和国 (香港)
株式会社古美術八光堂	本社	大阪府大阪市浪速区
	東京オフィス	東京都大田区
	買取店舗	東京都2店舗、神奈川県1店舗、大阪府1店舗、京都府1店舗、愛知県1店舗、富山県1店舗、広島県1店舗、福岡県1店舗

## 13 従業員の状況 (平成30年8月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
421名 (151名)	42名増 (56名増)

- (注) 1. 平成30年8月31日時点で、当社グループから当社グループ外への出向者、また当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。  
 2. 従業員数の( )内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
342名 (142名)	22名増 (50名増)	30.8歳	2年8ヶ月

- (注) 1. 平成30年8月31日時点で、当社から他社への出向者、また他社から当社への出向者はおりません。  
 2. 従業員数の( )内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数については、正社員を対象とした数値を示しております。

## 14 主要な借入先 (平成30年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,500,000千円
株式会社りそな銀行	902,006千円
株式会社みずほ銀行	320,000千円
株式会社池田泉州銀行	275,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円

(注) 上記の他、取引金融機関5行と総額40億円のシンジケート方式によるコミットメントラインを締結しております。

## 15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年3月22日付で東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

### 1 株式の状況 (平成30年8月31日現在)

①発行可能株式総数	20,000,000株
②発行済株式の総数	6,070,510株
③株主数	1,059名
④大株主	

株主名	持株数	出資比率
S F プロパティマネジメント合同会社	3,863,100株	63.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	667,300	10.99
寄本 晃次	224,000	3.69
寄本 晋輔	224,000	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	174,300	2.87
岡村 茂樹	147,300	2.43
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	82,400	1.36
野村信託銀行株式会社 (投信口)	75,800	1.25
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	71,000	1.17
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	45,378	0.75

(注) 1. 自己株式はありません。

2. 平成30年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成30年4月30日現在で464,500株保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

### 2 その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っており、これにより、発行可能株式総数は16,000,000株、発行済株式数は4,475,828株増加しております。

また、当社は平成30年3月22日付で東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場しておりますが、この上場にあたり、平成30年3月20日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は449,100株増加しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成30年8月31日現在

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成27年9月11日	平成29年3月31日
新株予約権の数		1,030個	80,751個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 5,150株 (注)1 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 403,755株 (注)1 (新株予約権1個につき5株)
新株予約権の払込金額		1個につき4,225円	1個につき2,587円
新株予約権の行使時に出資される財産の価額		1個につき4,225円	1個につき2,587円
新株予約権の行使期間		平成29年10月1日から 平成37年9月10日まで	平成31年4月1日から 平成39年3月29日まで
新株予約権の行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 616個 目的となる株式数 3,080株 保有者数 1名	新株予約権の数 11,450個 目的となる株式数 57,250株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 715個 目的となる株式数 3,575株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,430個 目的となる株式数 7,150株 保有者数 2名

		第3回新株予約権
発行決議日		平成29年11月8日
新株予約権の数		50,294個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 251,470株 (注) 1 (新株予約権 1個につき5株)
新株予約権の払込金額		1個につき4,500円
新株予約権の行使時に出資される財産の価額		1個につき4,500円
新株予約権の行使期間		平成31年11月9日から 平成39年11月8日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,096個 目的となる株式数 40,480株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 809個 目的となる株式数 4,045株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1,618個 目的となる株式数 8,090株 保有者数 2名

(注) 1. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

2. i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではありません。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとします。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができるものとします。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができます。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。



## 2 当連結会計年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

当連結会計年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、1に記載の第3回新株予約権のとおりであり、その区分は以下のとおりであります。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	33,704個	普通株式 168,520株	72名
子会社役員及び従業員	7,034個	普通株式 35,170株	13名

## 4 会社役員に関する事項

### 1 取締役及び監査役の状況 (平成30年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寄 本 晋 輔	STAR BUYERS LIMITED Representative Director 株式会社古美術八光堂 代表取締役
常 務 取 締 役	藤 田 桂	営業本部長 兼 販売管理本部長 株式会社古美術八光堂 取締役
取 締 役	大 園 俊 英	財務経理部長
取 締 役	蒲 地 正 英	NPO法人Afrimedico 監事 蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 株式会社モデレー 社外監査役 千房株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	石 川 直	
監 査 役	濱 田 清 仁	よつば総合会計事務所 パートナー 株式会社キトー 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 株式会社TBIホールディングス 社外監査役 株式会社コンヴァノ 社外取締役
監 査 役	後 藤 高 志	潮見坂総合法律事務所 パートナー 株式会社ブラップ・ジャパン 社外監査役 株式会社コアフォース 社外監査役 マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 監査役 後藤高志氏は平成29年11月24日付で当社監査役に就任いたしました。  
 2. 取締役 蒲地正英氏は社外取締役であります。  
 3. 監査役 石川直氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏は社外監査役であります。  
 4. 当社は監査役 石川直氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 取締役 蒲地正英及び監査役 濱田清仁の両氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役 後藤高志氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 2 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち、社外取締役)	4名 (1名)	103,666千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計 (うち、社外役員)	7名 (4名)	115,666千円 (14,400千円)

## 3 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 蒲地正英及び監査役 濱田清仁の両氏は、公認会計士及び税理士であります。両氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

監査役 後藤高志氏は、弁護士であります。同氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

### ②当事業年度における活動状況

	氏 名	活 動 状 況
取締役	蒲 地 正 英	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から経営全般についての発言を適宜行っております。
監査役	石 川 直 (常勤)	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。常勤監査役として、その他の重要な会議にも出席し、証券会社での勤務経験及びその子会社での監査役経験を活かした発言を適宜行っております。
監査役	濱 田 清 仁	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、監査役として、また、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	後 藤 高 志	監査役就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、監査役として、また、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 監査役 後藤高志氏につきましては、平成29年11月就任以降の活動状況を記載しております。

### ③責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度として契約することができる旨、定款に定めております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、同規程に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。

### 3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新株式発行及び株式の売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

### 4 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 会社の体制及び方針

### 1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、企業の透明性と公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムの基本方針」及び各種社内規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、代表取締役社長が選任した内部監査室担当者による内部監査を実施することで内部統制機能が有効に機能していることを確認できる体制を採っております。その概要は下記の通りです。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等のステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「コンプライアンス規程」を制定し、役員並びに従業員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程及び関連マニュアルに従い、適切に保存し管理する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、「リスクマネジメント規程」の整備と検証・改正を図る。
- (イ) 内部監査室は、定期的な業務監査を実施し、法令・定款等の違反その他の事由に基づき損失の危険のある行為が発見された場合、直ちに取締役会及び関係部署に通報し、リスクの最小化を図る。
- (ウ) 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時開催する。
- (イ) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報の把握に努める。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 従業員に法令・定款等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (イ) 従業員が、コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報に関する規程」を制定し、社内窓口に加え、第三者機関（顧問弁護士）への通報も可能とする。

#### ⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業務遂行に関する管理は、総務部長が統括し、また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期的に監査を行う。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (ア) 当社は、監査役の職務を補助する従業員は配置していないが、監査役が求めた場合には、当該従業員を任命及び配置することができる。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (ウ) 指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該従業員の評価については、監査役の意見を聴取する。

### ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役は、取締役会以外にも経営執行会議等の重要会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (イ) 取締役及び従業員は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (ウ) 取締役及び従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

### ⑨当社の子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。また、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

### ⑩監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める「内部通報に関する規程」において、通報者に対していかなる不利益も行ってはならない旨を規定しているが、前号の監査役への報告についても同様とする。

### ⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### ⑫その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また監査役は、会計監査人及び内部監査室と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。



### ⑬反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除する。また、取締役及び従業員は、反社会的勢力に常に注意を払うとともに、事案の発生時には、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

#### (運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況について、主な取組みは以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務執行について

当社は、毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項のほか、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行に関し報告を受けております。当事業年度においては取締役会を17回開催いたしました。また、業務執行の迅速化・効率化のため、常勤役員及び各部門長が参加する経営執行会議を原則週1回開催し、事業戦略の決定、進捗状況確認及び各部門の課題共有等を行っております。

#### ②監査役の職務執行について

監査役は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、適宜、意見を表明しております。また、常勤監査役は経営執行会議等の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等からの直接のヒヤリングにより、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、監査役会を10回開催するとともに、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との意見交換を定期的に開催するなど、監査の実効性を確保いたしました。

#### ③内部監査の実施について

内部監査室は、年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署、営業店舗及び子会社の法令・社内規程等に従った職務執行状況を確認し、代表取締役社長に報告を行うとともに、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、内部統制監査を実施し、内部統制機能についての評価を行っております。

#### ④コンプライアンスに対する取組

当社は、コンプライアンス規程を制定し、全役職員に対して周知徹底を図るとともに、年に1度社内研修を実施するなど、法令及び社内規程遵守のための取組を継続して実施いたしました。

## 2 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

## 3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期継続的な企業価値向上が株主の利益への貢献であるとの認識のもと、事業計画に基づく再投資に意を用いつつ、株主に対して安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結業績のほか、経営環境や資本効率、フリーキャッシュフロー等を勘案しながら、原則的に連結配当性向25%以上を目標としておりますが、特殊要因等により当期純利益及び資本構成の変動が大きい事業年度については、その影響を勘案の上、配当額、配当性向を決定いたします。

自己株式の取得については、機動的な資本政策の必要性や財務状況に与える影響等を勘案しながら、取締役会の決議により実施いたします。

なお、当事業年度の期末配当は、51円50銭とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,808,733</b>
現金及び預金	3,650,766
売掛金	131,253
商品	4,606,990
貯蔵品	3,659
繰延税金資産	193,061
その他	332,951
貸倒引当金	△109,948
<b>固定資産</b>	<b>3,449,276</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,703,178</b>
建物及び構築物	1,960,145
工具、器具及び備品	286,035
リース資産	79,403
土地	189,965
建設仮勘定	52,505
その他	1,942
減価償却累計額	△866,819
<b>無形固定資産</b>	<b>642,392</b>
のれん	514,961
その他	127,430
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,103,706</b>
差入保証金	983,330
繰延税金資産	108,078
その他	13,997
貸倒引当金	△1,700
<b>資産合計</b>	<b>12,258,009</b>

(単位：千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,862,910</b>
買掛金	13,864
短期借入金	3,050,000
1年内償還予定の社債	160,000
1年内返済予定の長期借入金	504,088
リース債務	13,080
未払法人税等	447,799
賞与引当金	186,378
資産除去債務	18,943
その他	468,757
<b>固定負債</b>	<b>1,598,421</b>
社債	160,000
長期借入金	826,198
リース債務	8,678
役員退職慰労引当金	50,375
資産除去債務	432,691
長期未払金	120,478
<b>負債合計</b>	<b>6,461,332</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>5,796,973</b>
資本金	948,582
資本剰余金	936,360
利益剰余金	3,912,029
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△295</b>
為替換算調整勘定	△295
<b>純資産合計</b>	<b>5,796,677</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>12,258,009</b>

## 連結損益計算書 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,529,271
売上原価		22,958,885
売上総利益		8,570,386
販売費及び一般管理費		6,693,520
営業利益		1,876,865
営業外収益		
受取利息	406	
為替差益	8,255	
デリバティブ評価益	4,063	
その他	16,228	28,954
営業外費用		
支払利息	29,430	
支払手数料	56,767	
その他	13,480	99,678
経常利益		1,806,141
特別損失		
減損損失	60,481	60,481
税金等調整前当期純利益		1,745,660
法人税、住民税及び事業税	650,646	
法人税等調整額	△147,940	502,705
当期純利益		1,242,954
親会社株主に帰属する当期純利益		1,242,954

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,987,352</b>
現金及び預金	3,189,785
売掛金	123,832
商品	4,305,340
貯蔵品	3,659
前払費用	87,430
繰延税金資産	176,994
その他	210,258
貸倒引当金	△109,948
<b>固定資産</b>	<b>3,035,829</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,013,750</b>
建物	1,456,874
工具、器具及び備品	238,414
リース資産	79,403
建設仮勘定	52,505
減価償却累計額	△813,446
<b>無形固定資産</b>	<b>126,023</b>
商標権	19,829
ソフトウェア	104,376
リース資産	1,817
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,896,055</b>
関係会社株式	870,000
差入保証金	912,799
繰延税金資産	103,446
その他	11,510
貸倒引当金	△1,700
<b>資産合計</b>	<b>11,023,182</b>

(単位：千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,271,522</b>
買掛金	12,918
短期借入金	2,700,000
1年内返済予定の長期借入金	431,996
1年内償還予定の社債	160,000
リース債務	13,080
未払費用	102,172
未払法人税等	338,242
賞与引当金	165,066
その他	348,045
<b>固定負債</b>	<b>1,137,914</b>
社債	160,000
長期借入金	445,010
リース債務	8,678
資産除去債務	353,373
役員退職慰労引当金	50,375
長期未払金	120,478
<b>負債合計</b>	<b>5,409,437</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>5,613,745</b>
資本金	948,582
資本剰余金	938,580
資本準備金	938,580
利益剰余金	3,726,581
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	3,724,081
繰越利益剰余金	3,724,081
<b>純資産合計</b>	<b>5,613,745</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>11,023,182</b>

## 損益計算書 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,478,579
売上原価		21,975,047
売上総利益		7,503,531
販売費及び一般管理費		5,826,661
営業利益		1,676,870
営業外収益		
受取利息	518	
為替差益	8,167	
業務受託料	3,877	
その他	13,141	25,705
営業外費用		
支払利息	23,551	
支払手数料	44,227	
株式交付費	8,850	
その他	4,624	81,253
経常利益		1,621,322
特別利益		
子会社清算益	618	618
特別損失		
減損損失	60,481	
貸倒損失	28,831	
関係会社株式評価損	10,612	99,925
税引前当期純利益		1,522,014
法人税、住民税及び事業税	532,559	
法人税等調整額	△136,653	395,906
当期純利益		1,126,108

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年10月12日

株式会社 S O U  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原 孝広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 裕之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S O U の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S O U 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年10月12日

株式会社 S O U  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原 孝広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 裕之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S O U の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月12日

株式会社SOU 監査役会

監査役（常勤）	石川 直	Ⓔ
監査役	濱田 清仁	Ⓔ
監査役	後藤 高志	Ⓔ

以上





# 株主総会会場ご案内図

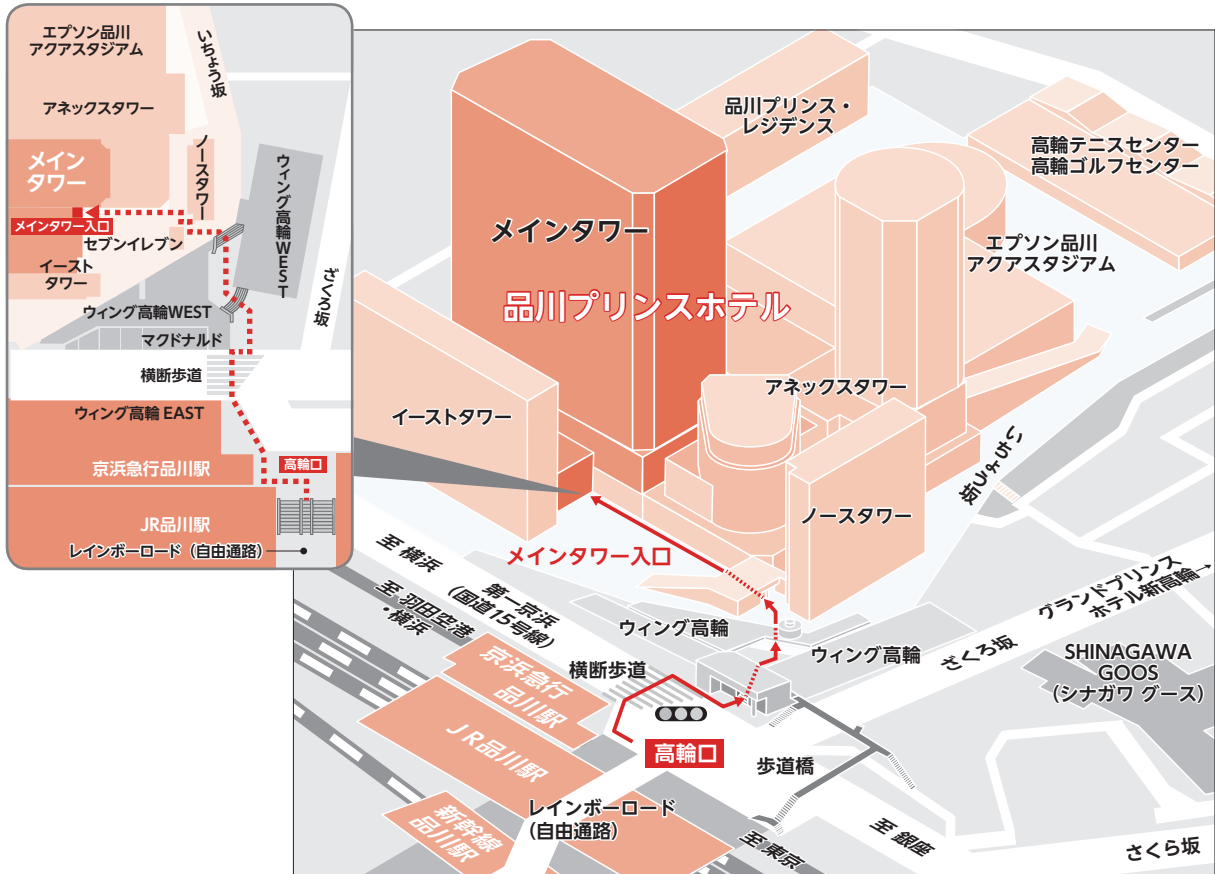
日時

平成30年11月22日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)

会場

品川プリンスホテル メインタワー17階 オパール17

〒108-8611 東京都港区高輪四丁目10番30号 電話 (03) 3440-1111



## 交通機関のご案内

- JR線・京浜急行線「品川駅」(高輪口)より徒歩約3分

